

# 羽生市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

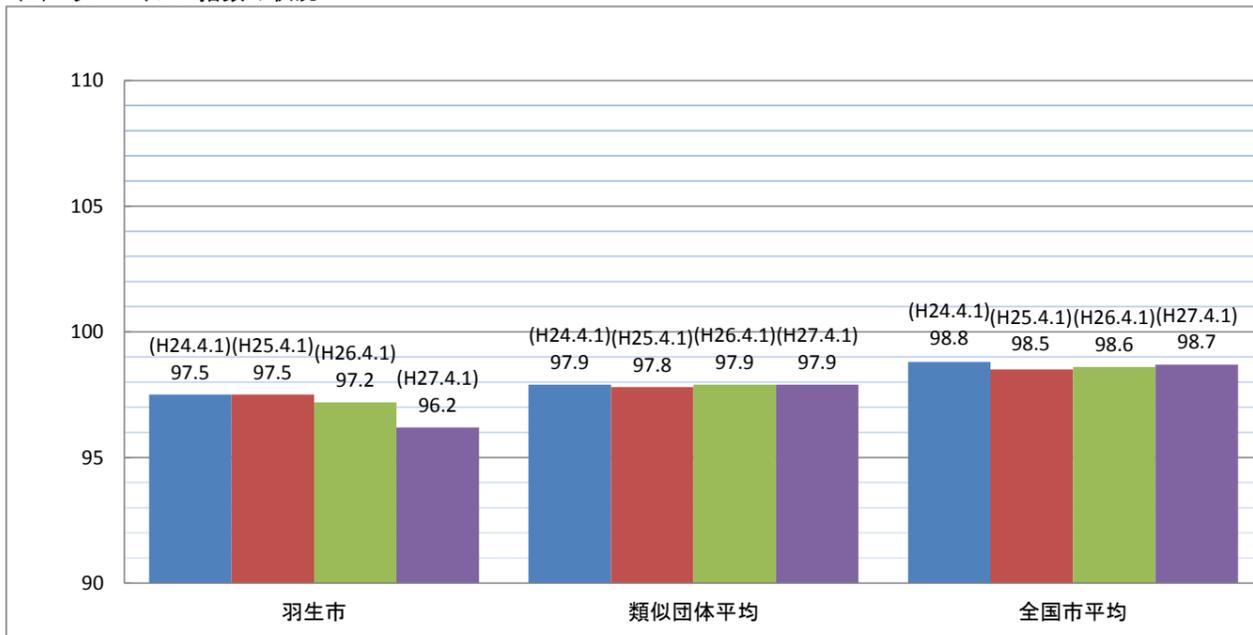
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成26年度	55,886	18,077,642	1,075,731	2,955,516	16.4	14.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市Ⅱ-1平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度	373	1,275,323	257,195	462,792	1,995,310	5,349	5,989

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。無いとした場合の値である。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

### (4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため記載なし。

### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。  
 激減緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

#### ②地域手当の見直し

(支給割合)国基準6%に対し、羽生市においても6%を支給  
 (実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は2%、給与改定後は平成27年4月に遡及し4%を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	2%	4%	6%
羽生市の支給割合	0%	2%	4%	6%

#### ③その他の見直し内容

なし

### (6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成27年4月1日現在)

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
羽生市	40.9 歳	311,700 円	391,312 円	345,026 円
埼玉県	43.3 歳	335,158 円	427,918 円	383,875 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.3 歳	319,936 円	394,984 円	355,183 円

### ②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
羽生市	51.3 歳	11 人	297,500 円	343,837 円	316,464 円
埼玉県	54.5 歳	341 人	352,609 円	409,436 円	393,587 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円
類似団体	50.0 歳	32 人	317,404 円	355,113 円	338,663 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	羽生市	埼玉県	国	
一般行政職	大学卒	180,800 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	146,500 円	146,500 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	291,000 円	334,900 円	374,300 円
	高校卒	—	284,100 円	303,200 円

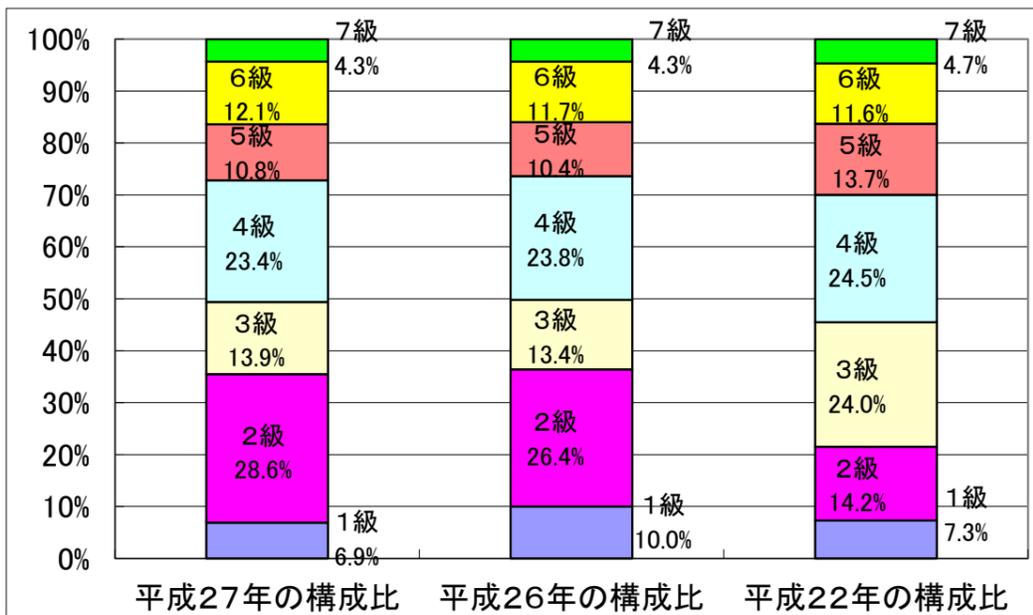
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補・技師補	16 人	6.9 %	137,600 円	244,900 円
2 級	主事・技師	66 人	28.6 %	187,700 円	311,900 円
3 級	主任	32 人	13.9 %	223,900 円	364,200 円
4 級	係長・主査	54 人	23.4 %	258,300 円	410,300 円
5 級	課長補佐・副参事	25 人	10.8 %	285,000 円	417,900 円
6 級	課長・参事	28 人	12.1 %	315,800 円	422,600 円
7 級	部長・次長	10 人	4.3 %	360,100 円	463,100 円

(注) 1 羽生市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度が確立し次第、反映を予定しています。

#### 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

羽生市	埼玉県	国
一人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,318 千円	一人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,649 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

課長級職員に対し、人事評価制度を反映しています。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

羽生市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	勤続35年 41.325 月分 49.59 月分
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 273 千円 23,671 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

羽生市は、一部事務組合の埼玉縣市町村総合事務組合に加入しています。

支給率はこの組合の条例で定められています。

## (3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	0 円

## (4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績	3,802 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	52,086 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成26年度決算)	18.2 %
手当の種類(手当数)	12 手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
老人福祉業務手当	一般職	老人福祉施設の入園者の死体処理作業に従事したとき	日額3,000円
消防業務手当	一般職	火災・救急・救助・水難に出動し、従事したとき	1回300円
犬猫その他死体等処理作業手当	一般職	犬猫その他死体等処理作業に従事したとき	1件500円
災害対策業務手当	一般職	台風又は非常災害等の対策のために出動したとき	1回500円
〃	一般職	現場にて作業に従事したとき	1回700円
その他の特殊勤務手当	一般職	臨時的又は緊急に特殊勤務手当を支給する必要が生じたとき	市長の定める額
班長手当	技能労務職	職員を取りまとめる班長の職にある職員	月額3,000円
死体火葬取扱手当	技能労務職	死体火葬取扱いに従事したとき	月額4,000円
清掃業務手当	技能労務職	ふん尿の汲み取り、運搬の作業に従事したとき	日額500円
〃	技能労務職	ふん尿の処理場における運転管理作業に従事したとき	日額500円
〃	技能労務職	ごみ、汚泥の処理、運搬の作業に従事したとき	日額400円
老人福祉業務手当	技能労務職	老人福祉施設の入園者の死体処理作業に従事したとき	日額3,000円
〃	技能労務職	老人福祉施設の入園者の汚物洗濯に従事したとき	日額500円
災害対策業務手当	技能労務職	台風又は非常災害等の対策のために出動し、現場で作業をしたとき	1回700円
犬猫その他死体等処理作業手当	技能労務職	犬猫その他死体等処理作業に従事したとき	1件500円
行旅死亡人取扱業務手当	一般職	行旅死亡人取扱いに従事する職員	日額3,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成26年度決算)	90,857 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	289 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同じ	—	45,700 千円	247,027 円
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同じ	—	25,894 千円	129,470 円
	持家居住者 →新築・購入5年以内4,500円、5年経過後3,500円	異なる	支給額等		
通勤手当	交通機関利用者日運賃等相当額	同じ	—	19,973 千円	60,341 円
	交通用具利用者日距離に応じた額	異なる	支給額等		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 →部長80,000円他	異なる	支給額等	49,080 千円	522,128 円

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	905,000 円 ( )	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 440,000 円
	副 市 長	778,000 円 ( )	885,000 円 / 375,000 円
報 酬	議 長	449,000 円 ( )	737,000 円 / 310,000 円
	副 議 長	401,000 円 ( )	653,000 円 / 245,000 円
	議 員	375,000 円 ( )	591,000 円 / 222,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(平成26年度支給割合) 4.00月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成26年度支給割合) 4.00月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.35×1.15	(1期の手当額) 17,484,600 円
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.21×1.15	9,018,576 円
	備 考	(支給時期) 任期ごと 任期ごと	

- (注)1 給料、報酬及び期末手当の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

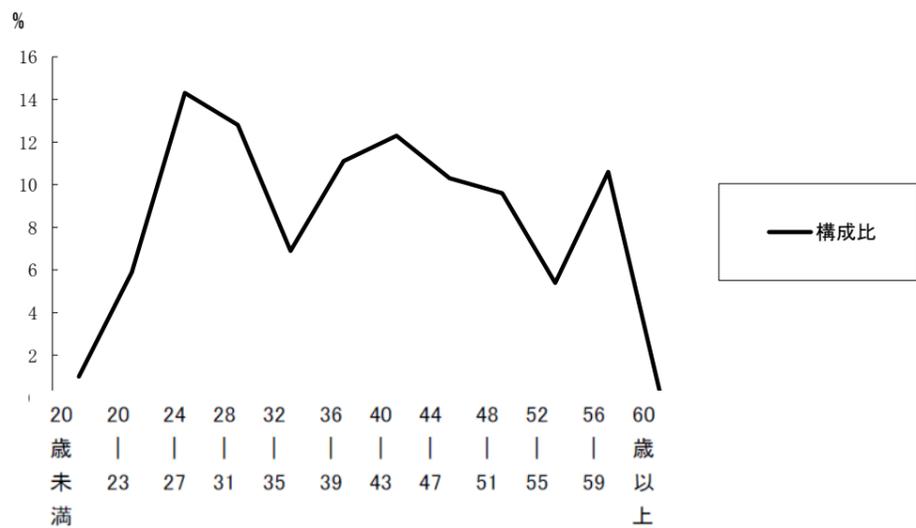
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議会	4	4	0	事務の見直しにより職員の適正配置によるもの
	総務	68	67	-1	
	税務	25	25	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	16	16	0	
	商工	10	11	1	
	土木	33	35	2	
	民生	57	59	2	
	衛生	33	34	1	
	計	247	252	5	<参考> 人口1万人当たり 45.13 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.66 人)
	教育部門	44	43	-1	
	消防部門	78	78	0	
	小 計	369	373	4	<参考> 人口1万人当たり 66.80 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.58 人)
公 営 企 業 等	水道	9	9	0	
	下水道	5	5	0	
	その他	20	20	0	
	小計	34	34	0	
	合 計	403 [ 502 ]	407 [ 502 ]	4 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり 72.88 人

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	24人	58人	52人	28人	45人	50人	42人	39人	22人	43人	0人	407人

(3)職員数の推移

		23年	24年	25年	26年	27年
一般行政	職員数	255	244	244	247	252
教育	職員数	37	45	45	44	43
消防	職員数	76	76	76	78	78
普通会計	職員数	368	365	365	369	373
公営企業等	職員数	36	38	36	34	34
計	増減	404	403	401	403	407